

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団処遇改善等加算金の
支給に関する規程

制定 令和5年3月20日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（以下「事業団」という。）が定める給与、賃金等とは別に、厚生労働省が定める介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「介護職員処遇改善加算等」という。）を受給し、これらの制度に基づき、事業団職員に支給する介護職員処遇改善等加算金の支給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(介護職員処遇改善等加算金)

第2条 介護職員処遇改善等加算金とは、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算の制度に基づき、職員に支給するものをいう。

(支給対象者)

第3条 介護職員処遇改善等加算金は、事業団職員（常用職員又は有期契約職員の別を問わず。以下「職員」という。）のうち、厚生労働省の定める対象職員に対し、支給することができるものとする。

(支給対象となる職員区分等)

第4条 介護職員処遇改善等加算金の支給対象となる職員（以下「支給対象職員」という。）の区分は次のとおりとする。

(1) 介護職員処遇改善加算の受給に基づく支給対象職員

ア 介護職員

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の受給に基づく支給対象職員

ア 介護職員（勤続10年以上）

イ 介護職員（勤続10年未満）

ウ その他の職員（年収440万円未満）

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算の受給に基づく支給対象職員

ア 介護職員（勤続10年未満）

イ その他の職員（年収440万円未満）

ウ その他の職員（年収440万円以上）

(支給額の決定及び支給計画書等)

第5条 支給対象職員に対する介護職員処遇改善等加算金の支給額等については、介護職員処遇改善加算制度等の基準に基づき、支給対象年度前に、前条に定める区分に応じた計画書を事業団が作成し、支給することとする。

2 前項で作成した計画書は、事業団に勤務する全ての職員に周知しなければならない。

(支給日)

第6条 介護職員処遇改善等加算金の支給日は、次のとおりとする。

(1) 給料の支給日

(2) 期末・勤勉手当又は賞与若しくは、割増報酬の支給日

(支給額の調整)

第7条 介護職員処遇改善等加算金の支給によって、同じ雇用形態にある職員の期末・勤勉手当又は賞与若しくは割増報酬の支給割合に差が生じる場合にあつては、事業団がその差額分を負担し、支給することができる。

(その他)

第8条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度、介護職員等特定処遇改善加算制度、介護職員等ベ

ースアップ等支援加算制度のいずれか若しくは全てが改正又は廃止された場合、この規程を改正又は廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。